

市有地売払いの案内書

【随時募集(先着順)】

物件の所在地

彦根市原町字平野 600 番 7

地目・面積

地目：宅地 面積：181.78 m²

予定価格（最低売払価格）

6,030,000 円

受付期間

令和 8 年(2026 年)4 月 20 日(月)午前 9 時 30 分から

買受けを希望される方は、この案内書をお読みいただき、内容を十分に把握した上で、お申込みください。

彦根市 総務部 公有財産管理課

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所本庁舎 2 階

TEL：0749-30-6114（直通） FAX：0749-30-6147

E-mail：koyuzaisan@ma.city.hikone.shiga.jp

本書は、彦根市ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.hikone.lg.jp>)

目 次

◎はじめに	1
◎売払い物件	1
◎受付期間	1
◎受付場所	1
◎申込資格	1
◎申込方法および留意事項	2
◎買受人の決定	3
◎契約の締結	3
◎契約上の条件	4
◎売買代金の支払	4
◎所有権の移転登記	4
◎その他の注意事項	5
◎市有地の随時募集による売払い要綱	6
◎物件調書	17
◎様式集（市有財産買受け申込書兼誓約書）	22

◎はじめに

- 彦根市では、次の市有地を随時募集（先着順）により売り払います。
- 買受けを希望される方は、この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。
- 買受け申込みの前に必ず「市有地の随時募集による売払い要綱」第2に記載の承諾書（公有財産管理課内で保管）を提出する必要があります。
- 彦根市があらかじめ定めた^(※)予定価格（最低売払価格）以上で、最初に申込みをされた方に購入していただく方法です。

(※) 予定価格（最低売払価格）は、付近の公示価格や不動産鑑定評価を参考に市が決定しました。

◎売払い物件

物件所在地	地目・面積	予定価格 (最低売払価格)
彦根市原町字平野 600 番 7	宅地 181.78 m ² (実測 181.78 m ²)	6,030,000 円

◎受付期間

受付期間 令和8年4月20日(月)から(土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く)
受付時間 午前9時00分～午後4時45分(正午から午後1時を除く。)

【受付方法および買受人の決定】

受付初日【令和8年4月20日(月)】に限り、午前9時30分から受付を開始します。午前9時30分の時点で2者以上の申込者があった場合は、これらを同時申込者とみなします。

1. **決定方法**： 同時申込者は、その場で「市有財産買受け申込書兼誓約書」を提出するものとし、予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高の買受金額を記載した者を買受候補者として決定します。
2. **同額の場合**： 買受金額が同額の場合は、当該申込者間による「くじ」を行い、買受候補者を決定します。
3. **資格喪失時の繰上げ**： 買受候補者が申込資格を満たさないことや、契約を辞退したことが判明した場合は、次点の金額を記載した申込者を順次買受候補者とします。

※令和8年4月21日(火)以降も午前9時もしくは午後1時の時点で同時に2者以上の申込者があった場合は、上記と同様の取り扱いとします。

◎受付場所

彦根市総務部公有財産管理課【彦根市役所本庁舎2階】

◎申込資格

○個人、法人を問わず、次に該当する方を除き、どなたでも申し込みしていただけます。

ただし、次の1から4のいずれかに該当する方は、申込みできません。

〔申込みのできない方〕

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）または次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）
 - (1) 売払い物件を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - (2) 法人の役員等が暴力団員であるものまたは暴力団員がその経営に実質関与している者
 - (3) 暴力団等を不当に利用している者
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団等または前記(1)から(5)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて申し込みしようとする者
- 3 彦根市税を滞納している者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

○2名以上の共有名義で参加することもできます。

◎申込方法および留意事項

○所定の申込書に必要事項を漏れなく記入し、記名押印の上、受付開始日以降に受付場所へ直接持参し、提出してください。

なお、郵送、電話、ファックス、メール等による申込みはできません。

○次のいずれかに該当する場合は、申込みの受付ができませんので、ご注意ください。

- (1) 買受者が決まってから提出されたもの
- (2) 申込書または誓約書の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭なもの

○「市有財産買受け申込書兼誓約書」（様式第1号）は、本書末尾に添付してあるものを切り取

るか、コピーしてお使いください。

また、彦根市ホームページ(<https://www.city.hikone.lg.jp>)からダウンロードしていただいても結構です。

○申込書は、申込者の住所・氏名等を記入の上、印鑑を必ず押印してください。

なお、法人の場合は、法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

○申込みをされた方が、買受人となります。売買契約および所有権移転登記は、申込書に記載された名義でしか行いません。

○2名以上の共有名義で申込みすることもできます。

○申込書の買受金額記入にあたっては、アラビア数字(0, 1, 2, 3……)の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

○次のいずれかに該当する場合は、申込みの受付ができません。

- (1) 申込資格のない者が行った申込み
- (2) 申込書に記載した金額その他(申込者または共有者の氏名等主要部分)が不明確な申込み
- (3) 申込書に記名押印の無い申込み
- (4) 所定の申込書によらない申込み
- (5) 事前に公表した予定価格を下回る価格の申込み
- (6) 申込書の買受金額を訂正した申込み
- (7) その他市有地の随時募集による売払い要綱に違反した申込み

◎買受人の決定

○買受人の決定は、有効な受付の先着順に、書類審査により決定します。

○市は売買物件について、売払金額および買受人の氏名(法人の場合は名称)を公開することができるものとします。

◎契約の締結

○彦根市と買受人との売買契約は、該当物件の買受人決定日の翌日から起算して10日以内に、彦根市総務部公有財産管理課において市有財産売買契約書により締結しなければなりません。

※売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。

※共有名義で申込みした場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

※共有名義の場合は、契約締結までに持分を決定しておいてください。

○買受人が期限までに契約を締結しない場合は、買受人としての効力を失います。

- 売買契約書（彦根市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。
- 契約を締結する際には、実印、印鑑登録証明書または印鑑証明書（発行から3箇月以内のもの）、個人の場合は住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）、法人の場合は法人登記簿謄本（全部事項証明書）および資格証明書（代表者事項証明書）が必要となります。この手数料についても買受人の負担となります。
- 買受人が、売買物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

◎契約上の条件

- 1 買受人は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号に定める暴力団や無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の観察処分を受けた団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用させてはいけません。
- 2 買受人は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業および同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはいけません。
- 3 市は本書および市有地の随時募集による売払い要綱に規定する買受人の義務の履行状況について必要があると認めるときは、実地調査を行います。買受人には協力義務があります。
- 4 前記の1または2に違反した場合には、売買代金の3割を違約金として彦根市に支払わなければなりません。
- 5 前記の3に違反した場合には、売買代金の1割を違約金として彦根市に支払わなければなりません。
- 6 その他詳細については、市有財産売買契約書（市有地の随時募集による売払い要綱に添付しています。）を参照してください。

◎売買代金の支払

- 買受人は、売買契約締結と同時に、売買金額の 10/100 に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上を契約保証金として納付することが必要です。
- 契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日（市有財産売買契約締結後、1箇月以内）までに、売買代金を全額納付しなければなりません。
なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。（契約保証金には、利子を付けません。）

- 契約締結後、売買代金の支払が指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

◎所有権の移転登記

- 売買物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。
- 所有権移転登記の手続は、市が行います。
- 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 登記に必要な登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、買受人の負担となります。
- 買受人は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

◎その他の注意事項

- 売買物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
- 建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法、県・市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 市は、当該物件を現状有姿で落札者に売り渡すものであり、市は売買物件に数量の不足、または売買物件の品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物および産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）が発見された場合でも、買受人に対して一切の責任を負わないものとし、買受人は、追完、代金減額、解除ならびに損害賠償を請求すること、または契約の取消しを主張することができないものとし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではありません。
- 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買受人の負担とします。
- 市は、売買物件の土壌汚染その他の汚染に関する調査を実施しないものとし、売買物件の引渡し後において当該売買物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、買受人は、彦根市に対して当該汚染の浄化費用の請求または契約の解除をすることができません。
- 買受人が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

市有地の随時募集による売払い要綱

(売払い物件)

第1 随時募集にて売払う彦根市有地は、次のとおりとする。

所在地	彦根市原町字平野 600 番 7
地目	宅地
面積	181.78 m ² (実測 181.78 m ²)
予定価格 (最低売払価格)	6,030,000 円
受付期間	令和8年4月20日(月)から 随時 (先着順) ※土曜日・日曜日、祝日および年末年始を除く、午前9時00分～午後4時45分 (正午から午後1時を除く。) ただし、令和8年4月20日(月)のみ午前9時30分から受付開始
受付場所	彦根市総務部公有財産管理課 (彦根市役所本庁舎 2階)

(申込条件)

第2 申込みに当たり、次の条件を付する。

- (1) 買受人は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成33年法律第77号)第2条第2号および同条第6号に定める暴力団および暴力団員やその他反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用させてはならない。
- (2) 買受人は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
- (3) 市は、本要綱に規定する買受人の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、または所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、買受人は、市の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または報告もしくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。
- (4) 買受人は、(1)または(2)の規定に違反した場合には、違約金として市に対して売買代金の100分の30に相当する額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。
- (5) 買受人は、(3)の規定に違反した場合には、違約金として市に対して売買代金の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。
- (6) 本件土地については、次の事項が存在することをあらかじめ了承し、承諾書提出のうえで申し込みするものとする。

- ア 本件土地は、隣接地所有者の工作物等の一部が本件土地上に越境している。
- イ 本件土地には、「彦根市原町字東代126番4」を要役地とする送電線路に関する地役権（昭和58年9月21日受付 第14318号）が設定されている。
- ウ 当該地役権については、前所有者と地役権者の間で和解調書を取り交わされており、公有財産管理課内で保管している原本の写しを確認すること。
- エ 買受人は、越境物および地役権の存在ならびにその権利関係を承諾し、落札後はこれを理由として売買契約の解除、代金の減額、損害賠償の請求等を行わないものとする。

（申込みする者の資格）

第3 次の各号のいずれかに該当する者は、申込みすることができない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）または次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

(1) 売払い物件を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用

しようとする者

(2) 法人の役員等が暴力団員であるものまたは暴力団員がその経営に実質関与している者

(3) 暴力団等を不当に利用している者

(4) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団等または前記(1)から(5)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて申込みしようとする者

3 彦根市税を滞納している者

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

（申込方法）

第4 申込みしようとする者は、「市有財産買受け申込書兼誓約書（別記様式第1号）」（以下「申込書」という。）を、第1に記載する受付日時以降に、これを提出しなければならない。

2 申込み手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとする。

(申込みの期間および場所)

第5 申込みは、第1に記載する期間および場所において行う。

2 郵便および電話による申込みは、認めない。

(申込書の記入方法)

第6 申込書には、買受金額、申込みする者(以下「申込者」という。)の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称ならびに代表者の職名および氏名)その他所定の事項を記入の上、申込者の印を、共有者がある場合は申込者と共有者の印を押さなければならない。

2 買受金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「¥」の記号を付さなければならない。

(留意事項)

第7 次の各号のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

- (1) 申込資格のない者が行った申込み
- (2) 受付期間を過ぎてからの申込み
- (3) 申込書に記載した金額その他が不明確な申込み
- (4) 申込書に記名押印をしないで行った申込み
- (5) 所定の申込書によらない申込み
- (6) 事前に公表した予定価格を下回る価格の申込み
- (7) 申込書の買受金額を訂正した申込み
- (8) その他本要綱に違反した申込み

(買受人の決定方法)

第8 有効な受付の先着順に書類審査により決定する。

ただし、令和8年4月20日(月)に限り、午前9時30分から受付を開始します。午前9時30分の時点で2者以上の申込者があった場合は、これらを同時申込者とみなします。同時申込者は、その場で「市有財産買受け申込書兼誓約書」を提出するものとし、予定価格(最低売却価格)以上で、かつ最高の買受金額を記載した者を買受候補者として決定します。買受金額が同額の場合は、当該申込者間による「くじ」を行い、買受候補者を決定します。

買受候補者が申込資格を満たさないことや、契約を辞退したことが判明した場合は、次点の金額を記載した申込者を順次買受候補者とします。

(結果の公表)

第9 市は、買受物件について、売払金額および買受人の氏名(法人の場合は名称)を公開することができるものとする。

(危険負担)

第10 買受人は、物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、または代金の減免を請求することができ

ない。

(契約の締結)

第 11 市と買受人の売買契約は、当該物件の買受人決定の日の翌日から起算して 10 日以内に、市総務部公有財産管理課において、別添「市有財産売買契約書」(以下「契約書」という。)により締結するものとする。

2 市は、買受人がその買受けする物件(以下「売買物件」という。)を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しないことができる。

(契約保証金等)

第 12 買受人は、契約書により締結した売買契約と同時に、売買代金の 100 分の 10 に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額)以上を契約保証金として納付し、当該契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに売買代金を全額納付しなければならない。なお、契約保証金は売買代金に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付けない。

(契約保証金の帰属)

第 13 買受人が契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として市に帰属するものとする。

(所有権の移転時期)

第 14 売買物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(買受人の譲渡制限)

第 15 買受人は、売買物件の所有権移転登記前に、売買物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第 16 売買物件の所有権移転に要する登録免許税、売買代金完納後の公租公課等は、買受人の負担とする。

(遵守事項)

第 17 買受人は、この要綱に規定する事項を遵守しなければならない。

(その他)

第 18 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。



市有財産買受け申込書兼誓約書

令和 年 月 日

彦根市長 田島 一成 様

【申込者】

	申込者
住所 〔所在地〕	〒 —
ふりがな	
氏名 〔法人名・代表者名〕	印
生年月日	年 月 日生
電話	() —

【共有名義の場合】 ※申込者以外に共有名義者がいる場合はご記入ください。

	共有名義①	共有名義②
住所 〔所在地〕	〒 —	〒 —
ふりがな		
氏名 〔法人名・代表者名〕	印	印
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
電話	() —	() —

私は、彦根市有地の買受けを希望しますので、下記のとおり申込みます。
また、私は彦根市税の納入状況ならびに私が暴力団員であるか否かについて、彦根市が調査確認することを承諾します。

1 申込物件 彦根市原町字平野 600 番 7 (土地)
地目：宅地 面積：181.78 m²

2 買受金額 _____ 円

3 誓約事項

- (1) 市有地の随時募集による売払い要綱第3に記載する事項に該当しません。
- (2) 申込みに際し、市有地の随時募集による売払い要綱、物件調書、売買契約書、物件の法令上の規制等、すべて承知の上で申し込みします。
- (3) 買受した物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

別添



市有財産売買契約書

売出人 彦根市（以下「甲」という。） と買受人_____（以下「乙」という。） とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所 在	原町字平野
地 番	600番7
地 目	宅地
地 積	181.78 m ²

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、次のとおりとする。

金 _____ 円

（契約保証金）

第4条 甲および乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として金 _____ 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利子を付けない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に規定する売買代金を本契約締結後1箇月以内に、甲が発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

2 第4条第1項に定める契約保証金は、乙の申出により売買代金の一部に充当することができる。

（所有権移転およびその時期）

第6条 売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託するものとし、乙は、これに必要な書類等を甲に提出するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、所有権の移転登記を請求すると同時に当該登記に要する費用を、負担するものとする。

4 甲は、乙からの当該登記に要する費用の負担を確認した後に、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

(登記識別情報の交付)

第8条 甲は、前条に規定する登記手続が完了した後に、売買物件の登記識別情報を乙に交付するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、当該物件を現状有姿で乙に売り渡すものであり、甲は売買物件に数量の不足、または売買物件の品質上の問題(土壤汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。)が発見された場合でも、乙に対して一切の責任を負わないものとし、乙は、追完、代金減額、解除ならびに損害賠償を請求すること、または契約の取消しを主張することができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(禁止用途等)

第11条 乙は、本契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、または

これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、もしくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- 2 乙は、本契約締結の日から5年以内に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項に定める用途の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する用に供させてはならない。
- 3 乙は、本契約締結の日から、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号に規定する者の事務所または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の観察処分を受けた団体の事務所等の用に供し、またはこれらの用に供されると知りながら、所有権を第三者に移転し、もしくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第12条 甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、または所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、甲の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または報告もしくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

（違約金）

- 第13条 乙は、第11条の規定に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の100分の30に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。
- 2 乙は、前条の規定に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。
 - 3 第1項および第2項の違約金は、違約罰であり、第16条第1項第4号および第18条に規定する損害賠償の予定またはその一部とは解釈しない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る契約解除）

第15条 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員またはそ

の支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還金)

第16条 甲が、第14条または第15条の規定によりこの契約を解除したときは、次によるものとする。

- (1) 売買代金が支払われていないときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。
- (2) 既に売買代金が支払われたときは、甲は、乙に対し、既納の売買代金に利子を付けないで返還するものとする。ただし、第5条第2項の規定により契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額を違約金として既納の売買代金から差し引いた上、残額を返還するものとする。
- (3) 前号以外の乙が負担した契約費用および売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しないものとする。
- (4) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができるものとする。
- (5) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。
- (6) 第1号および第2号の違約金は、違約罰であり、第4号および第18条に規定する損害賠償の予定またはその一部とは解釈しない。

(原状回復)

第17条 甲が第14条または第15条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるとき

は、この限りではない。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項第2号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が同項第4号の損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該損害賠償金を相殺することができるものとする。

2 前項の規定により相殺する場合において、不足する金額があるときは、乙は、甲に対して別途これを支払わなければならない。

(越境物等の取り扱い)

第20条 乙は、本件土地の現況において、隣接土地所有者の工作物等の一部が本件土地上に越境していることを承知のうえで本物件を購入するものとし、甲は当該越境物の移設、撤去、又は隣接土地所有者との協議等について一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、当該越境物に関し、隣接土地所有者との間で必要な協議、調整を自らの責任と負担において行うものとする。

(地役権等の負担)

第21条 本件土地には、「彦根市原町字東代126番4」を要役地とする電線路に関する地役権(昭和58年9月21日受付 第14318号)が設定されている。

2 甲が地役権者と締結している和解調書に基づき、甲および乙は連署して譲渡について地役権者に通知するものとする。

3 乙は、甲が地役権者に対して負っていた、本件地役権に優先する地上権、質権、抵当権、使用借権、賃借権その他何らの権利設定のないことを保障する義務を、本物件の所有権移転と同時に承継するものとする。乙は、本物件を取得した後、地役権者に対し、承継した本項の保障義務を誠実に履行しなければならない。

4 乙は、承役地に建造物もしくは工作物を設置し、または立竹木を育成しようとする場合は、地役権者と事前に協議しなければならない。

5 乙は、当該地役権の存在及び内容を承知のうえで本件土地を購入するものとし、甲は当該地役権に基づく送電線等の存続又はその移設等について一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第23条 売買物件の引渡し後に発生した公租公課は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第24条 乙は、売買物件を利用するに当たっては、当該売買物件に係る法令等の規制を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第25条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第26条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

令和 年 (年) 月 日

甲 彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長 田島 一成

印

乙

印

物 件 調 書

物件番号	3	所在地	彦根市原町字平野 600 番 7		
面積	登記：181.78 m ² 実測：181.78 m ²	地目	宅地		
予定価格（最低売払価格）		6,030,000 円			
接面道路の状況	南東側：幅員約 6.5m 彦根インター南団地 14 号線（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）				
法令等による制限	市街化区域 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率：60%・容積率：200%） 建築物：市街地景観ゾーン、屋外広告物：第 6 種地域				
私道等の負担に関する事項	負担の有無	無			
越境物の有無		有	工作物等の一部が本件土地上に越境		
地役権の有無		有	電線路の設置にかかる地役権の設定		
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名（参考） 電話番号	
	電気	関西電力(株)	関西電力(株)に、ご相談ください。	関西電力(株) 0800-777-8810 コールセンター	
	ガス	都市ガス	前面道路配管…無 大阪ガス(株)に、ご相談ください。	大阪ガスお客さまセンター 0120-8-94817	
	上水道	市営水道	配水管 …有 φ150 給水管 …無 給水装置 …無	彦根市上下水道部上水道工務課 0749-22-2648	
	下水道	公共下水道	下水道本管 …有 φ200 下水道取付管…無 公共汚水ます…無	彦根市上下水道部下水道建設課 0749-22-5232	
	現地までの交通機関	鉄道	JR 琵琶湖線 彦根駅 約 1.7km		
備考					
<p>1 建築にあたっては、彦根市都市政策部建築指導課（0749-30-6125）でご確認ください。</p> <p>2 一定規模を超える建築物、工作物および広告物等を計画される場合は、彦根市景観条例および彦根市屋外広告物条例に基づく手続きが必要となります。詳細については、彦根市都市政策部建築指導課（0749-30-6125）でご確認ください。</p> <p>3 官公署等との距離：彦根市立佐和山小学校：約 1.4 km、彦根市立東中学校：約 0.8 km、彦根市役所本庁舎：約 2.3km</p> <p>4 現状有姿での売買です。境界確定状況等については彦根市総務部有財産管理課(0749-30-6114)でご確認ください。</p> <p>5 地上ならびに地下に残存する構造物等があった場合も撤去、移設等はいりません。 ※地震により想定される震度や液状化の状況および大雨等による浸水想定については、市ホームページ、県ホームページにてご確認ください。詳細については彦根市市長直轄組織危機管理課（0749-30-6150）へお問い合わせください。</p> <p>6 地役権の内容については、申し込み前に必ず彦根市総務部有財産管理課窓口でご確認ください。 ※この物件調査は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。申し込まれる前に、必ず現地をご確認ください。また、土地利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関（課）にご確認ください。</p>					

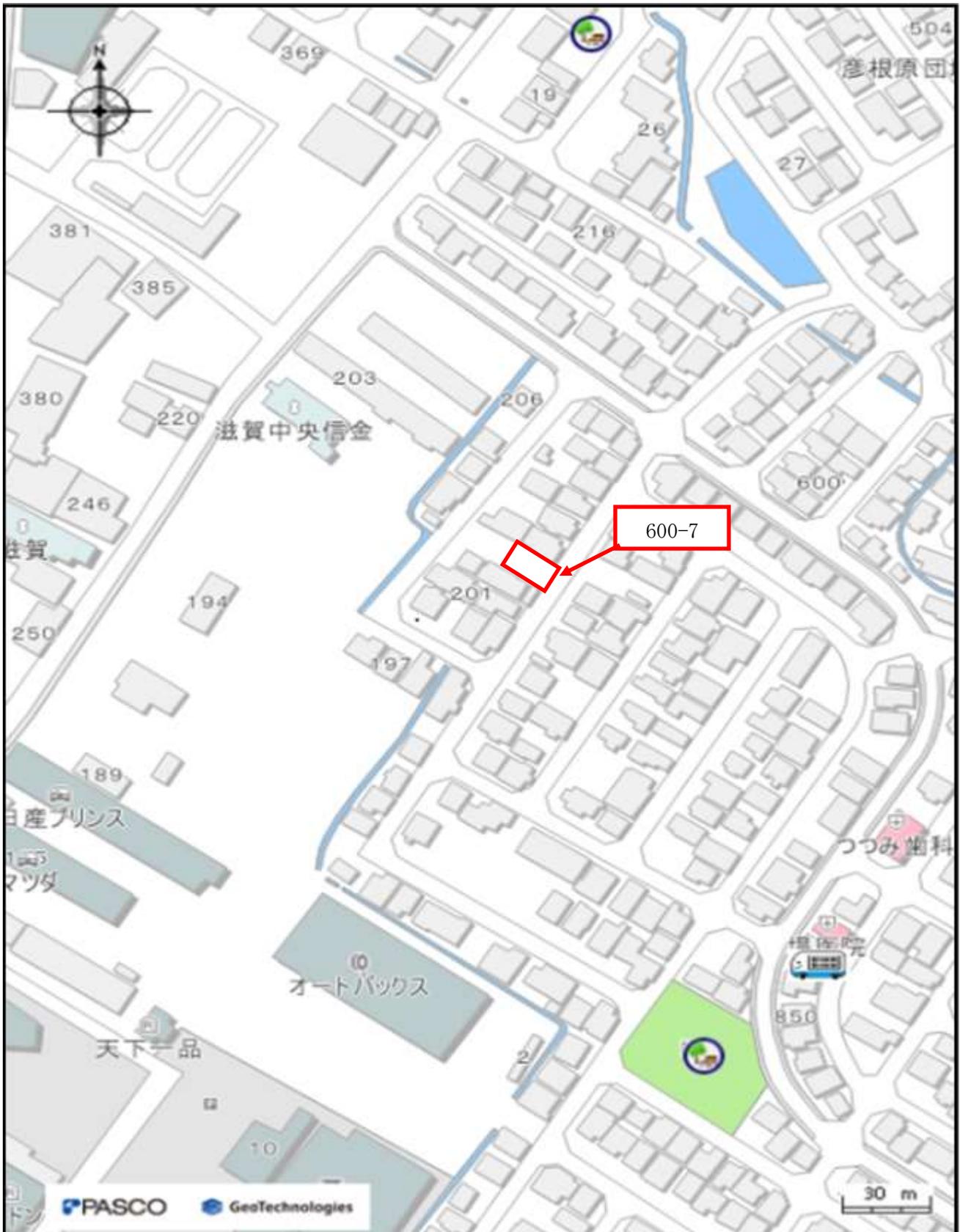
物件調書

※この物件調書(位置図、写真、画地図含む。)は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。申し込まれる前に、必ず現地をご確認ください。
※土地利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関(課)にご確認ください。

位置図



位置図 (彦根市原町字平野 600 番 7)



現場写真(原町)

(令和7年9月17日撮影)

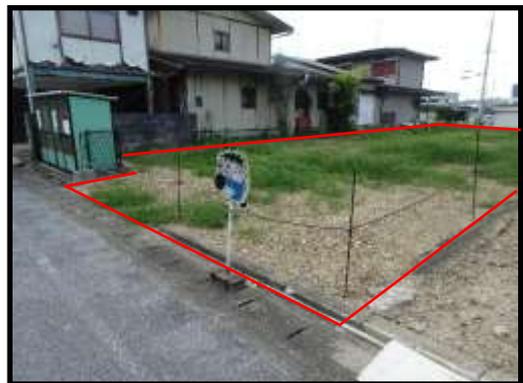
○俯瞰図



写真①



写真②



様式集

○ 市有財産買受け申込書兼誓約書

本書は、彦根市ホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.city.hikone.lg.jp>)



市有財産買受け申込書兼誓約書

令和 年 月 日

彦根市長 田島 一成 様

【申込者】

	申込者
住所 〔所在地〕	〒 —
ふりがな	
氏名 〔法人名・代表者名〕	印
生年月日	年 月 日生
電話	() —

【共有名義の場合】 ※申込者以外に共有名義者がいる場合はご記入ください。

	共有名義①	共有名義②
住所 〔所在地〕	〒 —	〒 —
ふりがな		
氏名 〔法人名・代表者名〕	印	印
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
電話	() —	() —

私は、彦根市有地の買受けを希望しますので、下記のとおり申込みます。

また、私は彦根市税の納入状況ならびに私が暴力団員であるか否かについて、彦根市が調査確認することを承諾します。

1 申込物件 彦根市原町字平野 600 番 7（土地）
 地目：宅地 面積：181.78 m²

2 買受金額 _____ 円

3 誓約事項

- (1) 市有地の随時募集による売払い要綱第3に記載する事項に該当しません。
- (2) 申込みに際し、市有地の随時募集による売払い要綱、物件調書、売買契約書、物件の法令上の規制等、すべて承知の上で申し込みします。
- (3) 買受した物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。